

# 通所介護の概要と指定要件

## I 通所介護について

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持回復、更には家族の介護の負担軽減などを目的として実施されるサービスです。利用者に通所介護の施設に通っていただき、食事や入浴などの日常生活上の支援や生活機能向上のための機能訓練などを日帰りで提供します。高齢者同士の交流もあり、施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行います。独居高齢者や身体機能の維持向上をしたい高齢者、家族の負担軽減など、幅広い需要のあるサービスです。

通所介護事業を開業するためには、事業所の所在地となる都道府県に「介護事業者指定申請」を行い、指定介護事業者として許可を受ける必要があります。

## II 通所介護事業の指定要件

通所介護の指定を受けるためには、下記の①～③の基準を**全て満たす**必要があります。

①法人格があること

②下記のA～D（E）の人員を必要人数配置していること

<b>A. 管理者</b> ◎常勤専従で1名配置、資格要件は特にありません
<b>B. 生活相談員</b> ◎事業所ごとに常勤換算方法で1名以上配置、 <u>社会福祉士又は社会福祉主事の任用資格等</u> が必要となります
<b>C. 介護職員</b> ◎単位ごとに提供時間数に応じて常時1名以上配置。常勤換算方法で、利用者の数（実際の利用者数）が15人までは1名以上、それ以上の場合は15人を超えた部分の利用者数を5で除して得た数に1を加えた数以上配置が必要。資格要件は特にありません ※例： 利用者が15人以下の場合・・・1名配置 利用者が25人の場合・・・ $(25-15) \div 5 = 2 + 1 = 3$ 名配置 (つまり、15人を超える場合は利用者が1人増加するごとに0.2名配置が必要)
<b>D. 看護職員</b> ◎単位ごとに1名以上配置、 <u>看護師又は准看護師</u> の資格が必要となります
<b>E. 機能訓練指導員</b> ◎単位ごとに1名以上配置、 <u>理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護師・准看護師・柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師</u> のいずれかの資格が必要となります。 注1. 利用定員が10人以下の事業所であれば、上記C、Dは <u>いずれか一方</u> を配置すれば基準を満たします。 注2. 上記B、Cは、 <u>いずれか1名以上が常勤</u> でなくてはなりません。



③通所介護を行う事業所があり、かつ下記A, B, C, Dの区画があること

A. 事務室

◎職員・設備備品が収容できる広さが必要です

B. 相談室

◎遮へい物の設置等で、相談内容が漏れないように配慮する必要があります

C. 静養室

◎複数の利用者が同時に利用できる専用の部屋を確保する必要があります

D. 食堂及び機能訓練室

◎合計面積が利用定員数に3㎡を乗じた面積以上であること（下記数式参照）

$$\text{利用定員} \times 3 \text{ m}^2 \leq \text{食堂} + \text{機能訓練室}$$

※食事提供及び機能訓練の実施に支障がない広さを確保できる場合は、食堂及び機能訓練室は同一の場所にすることができます。

